

No.1110 災害や盗難などで資産に損害を受けたとき(雑損控除) [平成18年4月1日現在法令等]

1 制度の概要

災害又は、盗難若しくは横領によって、資産について損害を受けた場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを雑損控除といいます。

2 雑損控除の対象になる資産の要件

損害を受けた資産が次のいずれにも当てはまること。

- (1) 資産の所有者が次のいずれかであること。

イ 納税者

ロ その年の総所得金額等が38万円以下で、納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族

- (2) 生活に通常必要な住宅、家具、衣類などの資産であること。

(別荘や事業用の資産、それに書画、骨とう、貴金属等で1組又は1個の価額が30万円を超えるものなどは当てはまりません。)

3 損害の原因

次のいずれかの場合に限られます。

- (1) 震災、風水害、冷害、雪害、落雷など自然現象の異変による災害
- (2) 火災、火薬類の爆発など人為による異常な災害
- (3) 害虫などの生物による異常な災害
- (4) 盗難
- (5) 横領

(なお、詐欺や脅迫の場合には、雑損控除は受けられません。)

4 雑損控除として控除できる金額

次の二つのうちいずれか多い方の金額です。

- (1) (差引損失額)－(総所得金額等)×10%
- (2) (差引損失額のうち災害関連支出の金額)－5万円

(注) 損失額が大きくてその年の所得金額から控除しきれない場合には、翌年以後(3年間が限度)に繰り越して、各年の所得金額から控除することができます。

5 差引損失額の計算のしかた

$$\text{差引損失額} = \text{損害金額} + \text{災害関連支出の金額} - \text{保険金などにより補てんされる金額}$$

- (注) 1 損害金額とは、損害を受けた時のその資産の時価を基にして計算した損害の額です。
- 2 災害関連支出の金額とは、災害により滅失した住宅、家財を除去するために支出した金額などです。
- 3 保険金などにより補てんされる金額とは、災害などに関して受け取った保険金や損害賠償金などです。

6 雑損控除を受けるための手続

確定申告書に雑損控除に関する事項を記載するとともに、災害関連支出の金額の領収を証する書類を添付するか、提示してください。

給与所得のある方は、このほかに給与所得の源泉徴収票(原本)を申告書に付けてください。

(注) この雑損控除とは別に、その年の所得金額の合計額が1000万円以下の人が災害にあった場合は、災害減免法による所得税の軽減免除があります。どちらか有利な方法を選べます。

(所法2、71、72、120、所令9、178、205、206、262、災免法2)

[\[戻る\]](#) [▲UP](#)

Copyright : 国税庁

[手続名] 所得税の予定納税額の減額申請手続

概要

予定納税額の通知を受けている方のうち、廃業、休業又は業況不振等によりその年の申告納税見積額が予定納税額の計算の基礎となった申告納税見積額に満たないと見込まれる場合の予定納税額の減額を求める手続です。

[手続根拠]

所得税法第112条

[手続対象者]

予定納税の義務のある方のうち、その年の申告納税見積額が事業の廃止又は盗難等により予定納税額の計算の基礎となった予定納税基準額又は申告納税見積額に満たなくなると認められる方、又は、それ以外で申告納税見積額が予定納税額の計算の基礎となった予定納税基準額又は申告納税見積額の10分の7以下の金額になる方

[提出時期]

第1期分及び第2期分の減額申請については、その年の7月1日から7月15日までに提出してください。

第2期分のみ減額申請及び特別農業所得者の減額申請については、その年の11月1日から11月15日までに提出してください。

なお、提出期限が土・日曜日・祝日等に当たる場合は、これらの日の翌日が期限となります。

[提出方法]

申請書を作成のうえ、持参又は送付により提出してください。

[手数料]

手数料は不要です。

[添付書類・部数]

申告納税見積額の計算の基礎となる事実を記載した書類を1部提出してください。

[申請書様式・記載要領]



平成18年分所得税の予定納税額の7月(11月)減額申請書……………(170KB)

[提出先]

納税地を所轄する税務署長(税務署の所在地等については、国税庁ホームページの「国税庁紹介」の「所在地及び管轄」をご覧ください。)に提出してください。

[受付時間]

8:30から17:00です。

ただし、税務署の閉庁日(土・日曜日・祝日等)は、受付を行っておりませんが、送付又は税務署の時間外収受箱に投函することにより、提出することができます。

[相談窓口]

最寄りの税務署(所得税担当)又は税務相談室にご相談ください。ただし、閉庁日(土・日曜日・祝日等)は、行っておりません。

[審査基準]

上記[手続対象者]に該当するか等を審査します。

[標準処理期間]

審査内容、処理件数等により異なりますので、提出する税務署(所得税担当)におたずねください。

[不服申立方法]

処分を受けた日の翌日から起算して2月以内にその処分をした税務署長に対して異議申立てをすることができます。

[備考]

申告納税見積額の計算は、その年の税制に改正があった場合には、改正後の税法を基として計算します。

No.2040 予定納税

[平成18年4月1日現在法令等]

1 予定納税の概要

その年の5月15日現在に確定している前年分の所得金額や税額などをもとに計算した金額(予定納税基準額)が15万円以上になる場合、その年の所得税の一部をあらかじめ納付する という制度があります。この制度を予定納税といいます。

2 予定納税基準額の計算方法

予定納税基準額(特別農業所得者以外)は、次のように計算します。

特別農業所得者の予定納税については、税務相談室又は各税務署におたずねください。

(1) その年の5月15日現在に確定している前年分の所得のうちに、山林所得や退職所得などの分離課税の所得や、譲渡所得、一時所得、雑所得、平均課税を選択した臨時所得が含まれているときは、これらの所得金額を除いたところの総所得金額を計算します。

(2) (1)の金額から、前年分の所得控除額を差し引きます。

(3) (2)の差引後の金額に対する税額を計算します。

(4) (3)の金額から、平成18年分の場合、(3)の10%に相当する金額(最高12万5千円)を差し引きます。

(5) (4)の金額から、(1)の所得に源泉徴収の対象となる所得があるときには、その所得に対応する前年分の 源泉徴収税額((1)の前年分の所得のうちに、一時所得、雑所得又は雑所得に該当しない臨時所得がある場合、これらの所得に係る源泉徴収税額を除きます。)を差し引きます。

このようにして計算した(5)の予定納税基準額が 15万円以上になる人は、予定納税が必要になります。税務署から、その年の6月15日までに、予定納税額が書面で通知されます。

3 予定納税の納付額及び納付期間

予定納税は、予定納税基準額の3分の1ずつを、第1期分として7月1日から7月31日までに、第2期分として11月1日から11月30日までに納めることになっています。

4 予定納税の減額申請

6月30日の状況でその年の所得税の見積額が予定納税基準額よりも少なくなる人は、7月15日までに、所轄の税務署に「予定納税額の減額申請書」を提出して承認されれば、予定納税額は減額されます。

なお、第2期分の予定納税額だけの減額申請は11月15日までです(この場合10月31日の状況において見積ることとなります)。

(注) これらの期限が土曜日又は日曜日に当たるときは、その翌日が期限になります。

(所法104～111、負担軽減措置法7、通法10、通令2)

参考: [関連コード](#)

2260 [所得税の税率](#)

8005 [災害を受けたときの予定納税の減額申請](#)

[\[戻る\]](#) [▲UP](#)

Copyright : 国税庁

税務手続の案内

[手続名] 災害、盗難等により納付困難となったときの納税の猶予の申請手続

概要

災害、盗難等により国税を一時に納付することができないときの納税の猶予申請です。

[手続根拠]

国税通則法第46条第2項

[手続対象者]

納税の猶予を受けようとする者

[提出時期]

災害、盗難等により納付困難となったとき

[提出方法]

納税の猶予申請書及び添付書類を作成の上、提出先に持参又は郵送して下さい。

[手数料]

申請に手数料は不要です。

[添付書類・部数]

- (1) 担保提供書(様式・記載要領については、「納税の猶予等のための担保提供手続」をご覧ください。) 1部
- (2) 納税の告知がされていない源泉徴収等による国税を猶予を申請する場合には、所得税徴収高計算書、登録免許税の猶予を申請する場合には登録等の事実を明らかにする書類 1部
- (3) 被災を明らかにする書類 1部

[申請書様式・記載要領]



納税の猶予申請書.....(208k)

記載要領・記載例.....(4k)

[提出先]

申請者の納付すべき国税の徴収を担当する国税局又は税務署(税務署の所在地については、国税庁ホームページの「国税庁紹介」の「所在地及び管轄」をご覧ください。)

[受付時間]

8:30から17:00までです。

[相談窓口]

提出先が国税局であるときは、提出先の特別整理部門又は特別国税徴収官、提出先が税務署であるときは、管理徴収部門(管理徴収部門が置かれていない場合は総務課)

[審査基準]

[標準処理期間]

[不服申立方法]

不許可処分については、国税通則法に基づき、国税局長又は税務署長に対して異議申立てをすることができます。

[備考]

[トップページ](#)／[税務手続の案内](#)／[目次](#)

No.8002 災害を受けたときの納税の猶予 [平成18年4月1日現在法令等]

納税者の方が災害により被害を受けた場合には、一定の国税について納税の猶予を受けることができます。

この制度には、災害により相当な損失を受けた場合の納税の猶予と災害等を受けたことにより納付が困難な場合の納税の猶予があります。

1 災害により相当な損失を受けた場合の納税の猶予

この納税の猶予を受けられる方は、災害により全積極財産のおおむね20%以上の損失を受けた方です。

また、納税の猶予を受けられる国税は、次のようなものです。

- (1) 災害がやんだ日以前に課税期間の満了した所得税又は法人税や災害がやんだ日以前に取得した財産に係る相続税又は贈与税で、納期限がまだ到来していないもののうち、猶予申請の日以前に納付すべき税額の確定したもの
- (2) 災害がやんだ日の属する月の末日以前に支払われた給与等の源泉所得税等で法定納期限がまだ到来していないもの
- (3) 災害がやんだ日以前に課税期間が経過した消費税で、納期限が損失を受けた日以後に到来するもののうち、猶予申請の日以前に納付すべき税額の確定したもの
- (4) 予定納税に係る所得税並びに中間申告に係る法人税及び消費税などで、納期限が損失を受けた日以後に到来するものなどです。

納税の猶予期間は、損失の程度により、納期限から1年以内の期間となります。

なお、この納税の猶予を受けるためには、災害のやんだ日から2か月以内に、「納税の猶予申請書」及び「被災明細書」を提出する必要があります。

2 災害等を受けたことにより納付が困難な場合の納税の猶予

この納税の猶予を受けられる方は、災害等により被害を受けたことに基づき、国税を一時に納付することができないと認められる方です。

また、納税の猶予を受けられる国税は、災害等により被害を受けたことに基づき、一時に納付することができないと認められる国税です。

納税の猶予期間は、原則として1年以内の期間に限りませんが、猶予の期間内に納付ができないやむを得ない理由がある場合は、既に認められている猶予期間と合わせて2年を超えない期間内で、申請により納税の猶予期間の延長が認められます。

よって、同一の災害を理由として、災害により相当な損失を受けた場合の納税の猶予と災害等を受けたことにより納付が困難な場合の納税の猶予及びその猶予期限の延長により、最長3年間の猶予が認められます。

なお、この納税の猶予を受けるためには、「納税の猶予申請書」の提出が必要ですが、上記1の災害により相当な損失を受けた場合の納税の猶予と異なり申請に対する期間制限がありませんので、いつでも提出することができます。

(通法11、46、通令13、14、15)

[\[戻る\]](#) [▲UP](#)

Copyright : 国税庁